

# 第3期特定健康診査等実施計画

ニッセイ・ウェルス生命健康保険組合

令和元年5月

## I. はじめに

### 1. 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、第一期及び第二期は五年を一期としていたが、医療費適正化計画が六年を一期に見直されたことを踏まえ、第三期(平成 30 年度以降)からは六年を一期として策定することとする。

### 2. ニッセイ・ウェルス生命健康保険組合の現状

当健康保険組合は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を母体とする単一健康保険組合である。

平成 30 年 3 月末現在の事業所は東京(大崎、品川)、名古屋、大阪、福岡に所在する。

当健康保険組合に加入している被保険者、被扶養者の状況は以下の通りである。

平成 30 年 3 月末現在

区分	加入数(人)			平均年齢(歳)		
		男	女		男	女
被保険者	460	271	179	42.34	45.70	37.52
		男	女		男	女
被扶養者	410	145	265	24.62	13.05	30.95
		男	女		男	女

特定健康診査については、被保険者は事業主が行う労働安全衛生法第 66 条に基づく事業所での定期健康診断と当健康保険組合が共同で実施する人間ドックにより受診している。被扶養者、任意継続被保険者は当健康保険組合が実施する人間ドックを受診している。

特定保健指導については、被保険者は外部委託機関の保健師等により実施している。被扶養者は実施していない。

## Ⅱ. 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

### 1. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

### 2. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備軍の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導は、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

## Ⅲ. 達成しようとする目標

### 1. 特定健康診査の実施に係る目標

令和 5 年度における特定健康診査の実施率を 90.0%とする。

この目標を達成するために、平成 30 年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

(%)

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	参酌標準
被保険者	90	92	93	94	95	95	
被扶養者	56	56	58	60	75	77	
合計	80	81	83	84	89	90	90

### 2. 特定保健指導の実施に係る目標

令和 5 年度における特定保健指導の実施率を 55.0%とする。

この目標を達成するために、平成 30 年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

(%)

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	参酌標準
被保険者	50	55	60	60	60	60	
被扶養者	0	0	5	5	45	45	
合計	30	35	40	40	55	55	55

### 3. 特定健康診査等の実施成果に係る目標

令和5年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率を国が示す各医療保険者種別の目標に基づき25.0%以上とする。

### IV. 特定健康診査等の対象者数

#### 1. 特定健康診査

##### 被保険者

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
40歳以上対象者	284	291	294	299	302	307
目標実施率(%)	90	92	93	94	95	95
目標実施者数	256	268	274	282	287	292

##### 被扶養者

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
40歳以上対象者	121	118	119	121	122	124
目標実施率(%)	56	56	58	60	75	77
目標実施者数	68	67	70	73	92	96

##### 合計(被保険者+被扶養者)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
40歳以上対象者	405	409	413	420	424	431
目標実施率(%)	80	81	83	84	89	90
目標実施者数	324	335	344	355	379	388

#### 2. 特定保健指導

##### 被保険者+被扶養者

(人)

		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
40歳以上対象者		405	409	413	420	424	431
動機付支援	対象者数	41	41	34	34	26	26
	目標実施率(%)	30	35	40	40	55	55
	目標実施者数	13	15	14	14	15	15
積極的支援	対象者数	57	58	46	47	34	35
	目標実施率(%)	30	35	40	40	55	55
	目標実施者数	18	21	19	19	19	20

合 計	対象者数	98	99	80	81	60	61
	目標実施率(%)	30	35	40	40	55	55
	目標実施者数	31	36	33	33	34	35

## V.特定健康診査等の実施方法

### 1.実施場所

#### (1)特定健康診査

被保険者は事業主が行う労働安全衛生法第 66 条に基づく健康診断等と共同で当健康保険組合が実施する人間ドックを受診した場合は特定健康診査を受診したものとする。

被扶養者は当健康保険組合が実施する人間ドックを受診した場合は特定健康診査を受診したものとする。他の法律等に基づき実施した健診については特定健康診査の項目をすべて実施したことが判断できる健診結果を当健康保険組合まで提出した場合には特定健康診査を受診したものとする。

#### (2)特定保健指導

被保険者および被扶養者は外部委託先機関の保健師等により実施する。

### 2.実施項目

特定健康診査の実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第 2 編第 2 章に記載されている健診項目とする。

### 3.実施期間

被保険者については、事業主が行う定期健康診断の実施時期に実施する。

被扶養者については、人間ドックで随時実施する。

### 4.委託の有無

#### (1)特定健康診査

当健康保険組合が直接契約する特定健診機関、または集合契約において委託する全国の特  
定健診機関にて受診が可能となるよう措置する。

#### (2)特定保健指導

外部委託先機関に委託する。

### 5.受診方法及び費用

#### (1)特定健康診査

被保険者については、事業主が行う定期健康診断と共同で当健康保険組合が実施する人間ドックにより受診する。健診費用は事業主が負担する。

被扶養者については、特定健診項目を含む人間ドックを受診し、その費用総額の3割を個人負担する。

## (2) 特定保健指導

当健康保険組合が外部委託する保健師等が実施する場合には、特定保健指導の費用は当健康保険組合が負担する。

## 6. 周知・案内方法

周知は、当健康保険組合のホームページ等に掲載して行う。

## 7. 健診データの受領・保管方法

特定健康診査等の健診データについては、集合契約における健診データは契約健診機関から代行機関を通じ、電子データにて随時受領し、当健康保険組合で保管する。当健康保険組合が直接契約する特定健診機関等から提出される電子データについても同様に随時受領し、当健康保険組合で保管する。

特定保健指導データについては、集合契約における特定保健指導データは契約保健指導機関から代行機関を通じ、電子データにて随時受領し、当健康保険組合で保管する。外部委託先機関から提出される電子データについても同様に随時受領し、当健康保険組合で保管するものとする。

なお、データの保管年数は当健康保険組合が実施した分も含めて5年間とする。

## 8. 特定保健指導対象者の選出方法

特定保健指導の対象者については、健診結果をもとに年齢や検査項目の数値等を考慮し、優先して選出する。

## VI. 個人情報の保護

当健康保険組合が定める個人情報保護関連諸規程を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健康保険組合職員に限る。

外部委託の際は、データの利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

## VII. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当健康保険組合のホームページに掲載する。

## VIII. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年運用体制の見直しを検討する。

また、令和3年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合には目標値を見直すこととする。

## IX. その他

当健康保険組合では、特定健診・特定保健指導を円滑に実施し、実施率向上を図るため、事業主との連携・協力体制を構築し、被保険者が特定保健指導を受けやすくするための就業上の配慮を求めることとする。

以 上